

インドネシア外資に関する規制 「その他規制」詳細

商業施設の立地条件等

〔2021年2月2日付政令第2021年29号、2021年4月1日付商業大臣規程2021年第23号（2022年4月18日付商業大臣規定2022年第18号で変更）〕
ショッピングセンターとセルフサービス店の立地・設置条件、事業許可等を規定する。

1. 立地

県/市の都市計画に従うことが義務付けられ、地域の経済状況、社会状況、伝統市場や零細中小事業者の存在に配慮しなければならない。

※伝統市場、ショッピングセンター、近代商店の総数、ならびに伝統市場とショッピングセンターや近代商店との間の距離について、地方政府が定めることがある。

2. 売り場面積

セルフサービス店の売り場面積と業態区分は次のとおり。

- ミニマーケット：400平方メートル未満
- スーパーマーケット：400平方メートル超 5,000平方メートルまで
- デパート：400平方メートル超
- ハイパーマーケット：5,000平方メートル超
- セルフサービス店舗形態の卸売り、大量仕入れ直販店：売り場面積 2,000平方メートル以上

3. パートナーシップ

ショッピングセンターには建て直しの際、零細中小事業者が適正な料金で店舗の所有・賃貸ができるよう優先することが義務付けられている。また、ショッピングセンターの事業面積の30%以上を零細中小事業者の販促の機会や国産品の販売に充てなければならない。

一方、セルフサービス店には、零細中小事業者と一般取引またはフランチャイズの形態を通じて提携することが義務づけられている。一般取引による提携に

は、零細中小事業者の製品を生産者の商標またはセルフサービス店の自社商標などで梱包、販売する販売提携、セルフサービス店の店舗内に零細中小事業者の事業場所を提供する提携、物品供給提携がある。零細中小事業者の製品を自社ブランドとして販売する場合は商標に製造者の名称を記載しなければならない、零細中小サプライヤーから製品登録手数料を徴収してはならない、サプライヤーへの支払いは原則現金で、請求書類の受理から15日以内の支払いを考慮、など諸規定あり。

ちなみに、セルフサービス店が自社で管理所有する店舗数は最大150店までで、これを超える場合はフランチャイズにするか、または150店舗を超過する店舗について中小事業者とのジョイントベンチャーや成果分与で事業する。

4. 営業時間

デパート、スーパーマーケットの営業時間は、平日は午前10時から午後10時まで、土曜、日曜は午後11時まで。

5. 事業許可

ショッピングセンターおよびセルフサービス店の事業者は、商業分野の事業許可の条件を満たし、電子統合システムで許可を取得する。

6. 国産品優先義務

ショッピングセンターは、零細中小事業者の販促の機会と共に国産品の販売に、事業面積の30%以上を充てなければならない。

セルフサービス店は国内製品を提供しなければならない。自社ブランドを販売する場合は、零細中小事業者の製品および国内で製造された製品を優先する。

農園事業の許可

〔2013年9月30日付農業大臣規定2013年第98号

(No.98/Permentan/OT.140/9/2013、2016年5月31日付農業大臣規定2016年第29号 (No.29/Permentan/KB.410/5/2016)、2017年6月2日付農業大臣規定2017年第21号 (No.21/Permentan/KB.410/6/2017) 〕

農園事業の主な許可規定は次のとおり。

1. 農園事業の分類と許認可

a. 農園作物の栽培事業

25ヘクタール以下は栽培用農園事業登録証（STD-B）、25ヘクタール超は栽培用農園事業認可（IUP-B）を取得。ただし、面積上限がある。

サトウキビ 15万ヘクタール、パーム 10万ヘクタール、ゴムと茶、綿は2万ヘクタール、コーヒー1万ヘクタールなど。

b. 農園収穫物の加工事業

パームヤシ、茶、サトウキビの特定の規模以上の加工事業は、加工事業用農園事業認可（IUP-P）、その他は加工事業用農園事業登録証（STD-P）を取得。

c. 栽培・加工統合事業

パームヤシ 1,000ヘクタール以上、茶 240ヘクタール以上、サトウキビ 2,000ヘクタール以上の栽培を行う場合、農園事業認可（IUP）を取得。ただし、面積上限がある。

サトウキビ 15万ヘクタール、パーム 10万ヘクタール、ゴムと茶、綿は2万ヘクタール、コーヒー1万ヘクタールなど。

2. 外資の農園事業参加

外資法人または外国人の場合は、国内事業者と提携し、インドネシア法人を設立しなければならない。投資申請では、農業省内の農園担当総局からの技術推薦状の事前取得が必要。

3. その他

a. IUP-B 保有者には、原料の 20%以上を自己の農園から調達する義務。

b. 250ヘクタール以上の IUP-B または IUP 保有者には、周辺地域に用地面積の 20%以上の広さを持つ住民農園の開発便宜を提供する義務。

c. 焼却によらない開墾技術を用い、火災を防止する開墾の人材と施設、設備、システムを備えていることなど。

電気自動車の開発加速化

〔2019年8月8日付大統領令2019年第55号（2023年12月8日付大統領令2023年第79号で変更）〕

国内のバッテリーベースの電気自動車産業（二輪、三輪、四輪、四輪超）の開発を

スピードアップさせる目的で、次のように規定されている：

1. 電気自動車メーカー、電気自動車用部品メーカーは、電気自動車または同部品の工業事業許可を有するインドネシア法人でなければならず、インドネシア国内に製造拠点を設けることが義務付けられる。政府は投資にかかる設備や原材料、物品の輸入関税便宜を準備する。
2. 下のようなスケジュールでの最低現地調達率の達成が義務付けられる：
 - a. 二輪および三輪車：2026年までに40%、29年までに60%、30年以降80%
 - b. 四輪以上：2021年までに35%、26年までに40%、29年までに60%、30年以降は80%
3. 電気自動車メーカーは2025年末まで、投資省から便宜承認を取得した後、電気自動車の完成車を輸入することができる。輸入数量は、投資、開発、増強の実現具合を考慮して定められる。
4. 上記のほか政府は、奢侈品税インセンティブ、中央/地方税の免除、輸出志向の輸入関税の留保、輸出金融、充電費の軽減、インフラ金融振興、等々の各種便宜を準備する予定。
5. 自動車の型登録、識別番号の取得、走行適正条件は、電気自動車の場合でも行われる。